

保護者様

公益社団法人大阪府剣道連盟
会長 長 榮 周 作

個人会費納入に関するお願い

拝啓 春暖の候、皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は剣道の普及振興にお力添えをいただき、また、当連盟の発展に格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

当連盟は、平成23年4月より個人会員（会費）制に移行いたしました。

引き続き、保護者の皆様に、ご理解をいただき、各団体代表者・剣道部顧問・連絡担当者および会員名簿記載責任者を通じての未成年剣士の個人情報の提供と個人会費の納入について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

（1）会費規則に基づき、令和7年度の会費区分は以下のとおりです。

- ・ 高校生相当年齢（平成19年4月2日～平成22年4月1日の間に誕生日が該当する方）
：1,000円
- ・ 大学生相当年齢（平成15年4月2日～平成19年4月1日の間に誕生日が該当する方）
：1,500円
- ・ 一般（平成15年4月1日以前に誕生日が該当する方）
：2,000円

個人会費を納入していただく対象は、剣道初心者の方から指導者の方まで、全員が対象です。

中学生以下の方（平成22年4月2日以後に誕生日が該当する方）からは個人会費を徴収いたしません。準会員として当連盟に必ず登録してください。中学生以下の方は、全ての行事参加について「会員料金」を適用します。

※注：全国大会（全日本都道府県大会・全日本選手権・全日本女子選手権・国民スポーツ大会等（予選会を含む））に出場する意思のある者は、必ず6月28日（土）までに会員登録・会費納入をすること。期限を過ぎた場合、今年度開催される上記大会（予選会含む）の「出場資格なし」となります。（全剣連指示による）

（2）個人会員情報の取扱について

ご提供いただいた個人情報は、昇段審査会・大会・講習会開催等の事業活動、会員管理、会費納入管理などの事務処理の範囲内で利用いたします。

※道場などの地域団体に所属しており、なおかつ中・高・大学の剣道部にも所属している会員については、会費納入などの手続きの窓口とする登録団体を1つだけ選択し、当該登録団体を介して、個人会費の納入や各種申込を行っていただくことといたします（二重登録・二重納入防止のため）。

※大学生相当年齢以上の方が、個人会費を納入されない場合は、「非会員」としての扱いとなり、行事への参加については「非会員料金」を適用いたします。

以上